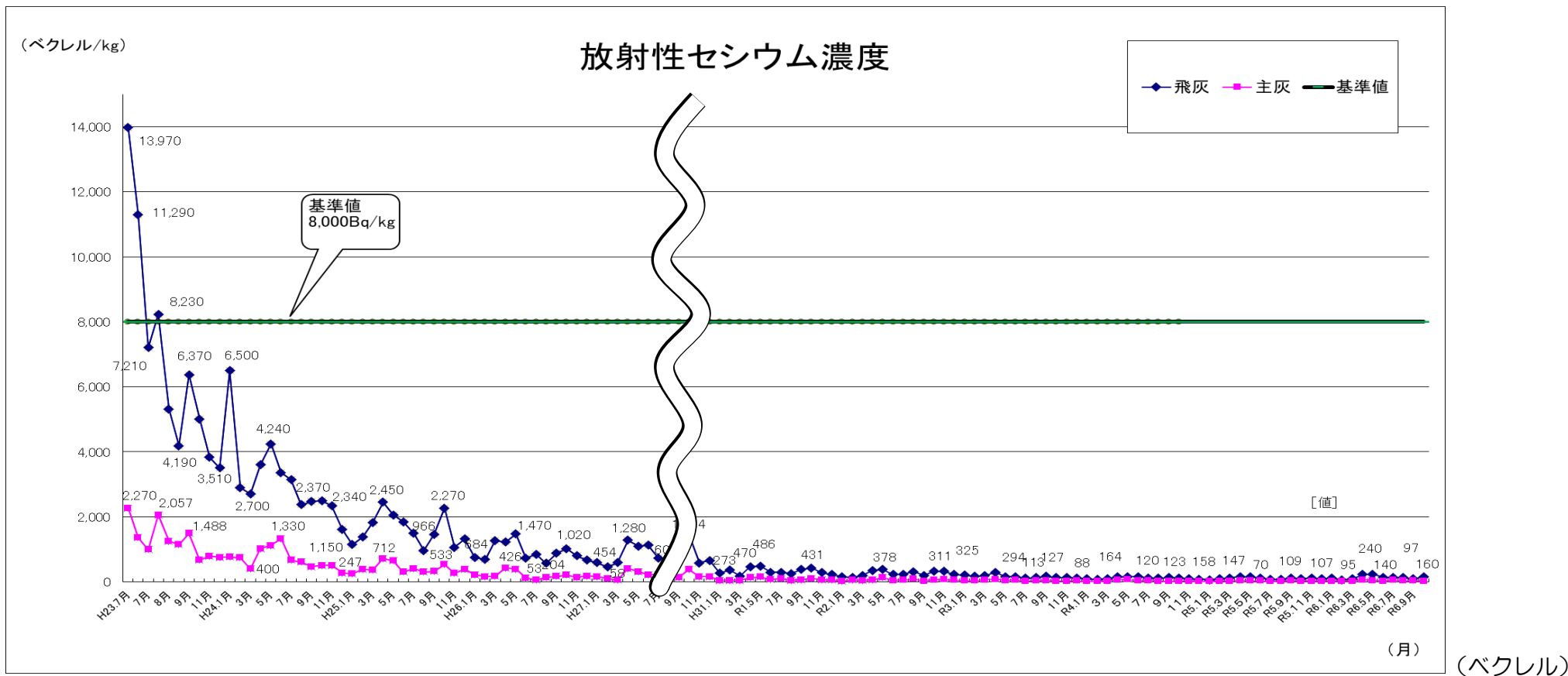


印西クリーンセンター放射性物質に関する報告

1 放射性物質の測定結果

放射性物質汚染対処特別措置法に基づき月1回測定しています。

- 焼却灰（主灰・飛灰）の放射性セシウム濃度の測定結果（セシウム134と137の合計値）



R6年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
主灰	67	40	21	53	37	31	30	—	—	—	—	—
飛灰	230	240	140	130	130	97	160	—	—	—	—	—

- ・排ガス中の放射性セシウムの測定結果（セシウム 134 と 137 の合計値）

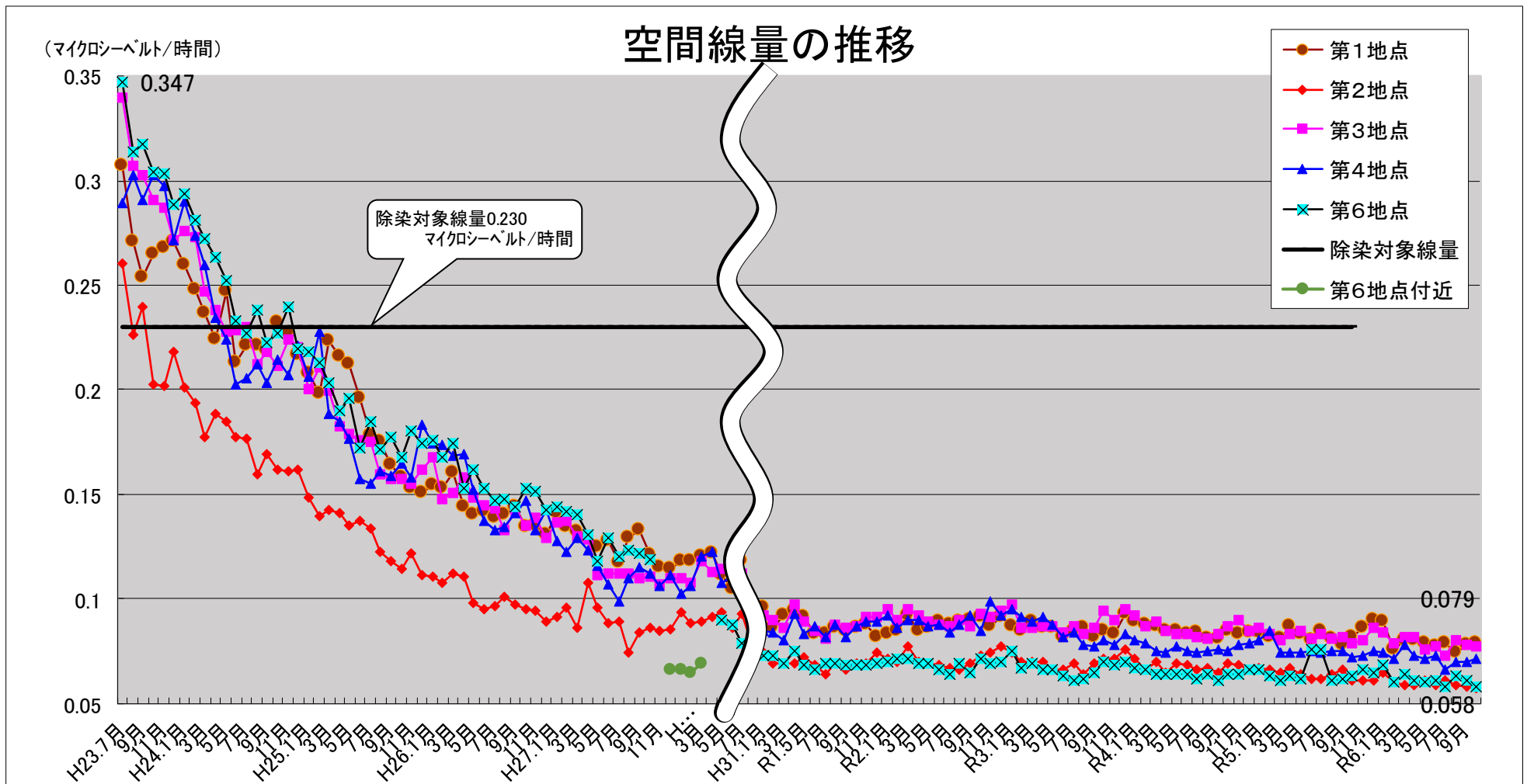
測定月	炉別	測定容器	分析の結果	検出下限値
令和6年8月	1号炉	ろ紙部	不検出	2（134 又は 137）
		ドレン部	不検出	同上
令和6年9月	2号炉	ろ紙部	不検出	同上
		ドレン部	不検出	同上
	3号炉	ろ紙部	不検出	同上
		ドレン部	不検出	同上
令和6年10月	1号炉	ろ紙部	不検出	同上
		ドレン部	不検出	同上

測定月	炉別	測定容器	分析の結果	検出下限値
令和6年4月	1号炉	ろ紙部	不検出	2 (134 又は 137)
		ドレン部	不検出	同上
	3号炉	ろ紙部	不検出	同上
		ドレン部	不検出	同上
令和6年5月	1号炉	ろ紙部	不検出	同上
		ドレン部	不検出	同上
	2号炉	ろ紙部	不検出	同上
		ドレン部	不検出	同上
令和6年6月	2号炉	ろ紙部	不検出	同上
		ドレン部	不検出	同上
令和6年7月	1号炉	ろ紙部	不検出	同上
		ドレン部	不検出	同上
	3号炉	ろ紙部	不検出	同上
		ドレン部	不検出	同上
令和6年8月	1号炉	ろ紙部	不検出	同上
		ドレン部	不検出	同上
令和6年9月	2号炉	ろ紙部	不検出	同上
		ドレン部	不検出	同上
	3号炉	ろ紙部	不検出	同上
		ドレン部	不検出	同上
令和6年10月	1号炉	ろ紙部	不検出	同上
		ドレン部	不検出	同上

2 空間線量の推移

印西クリーンセンター敷地内及び敷地境界の9地点で週1回測定しています。

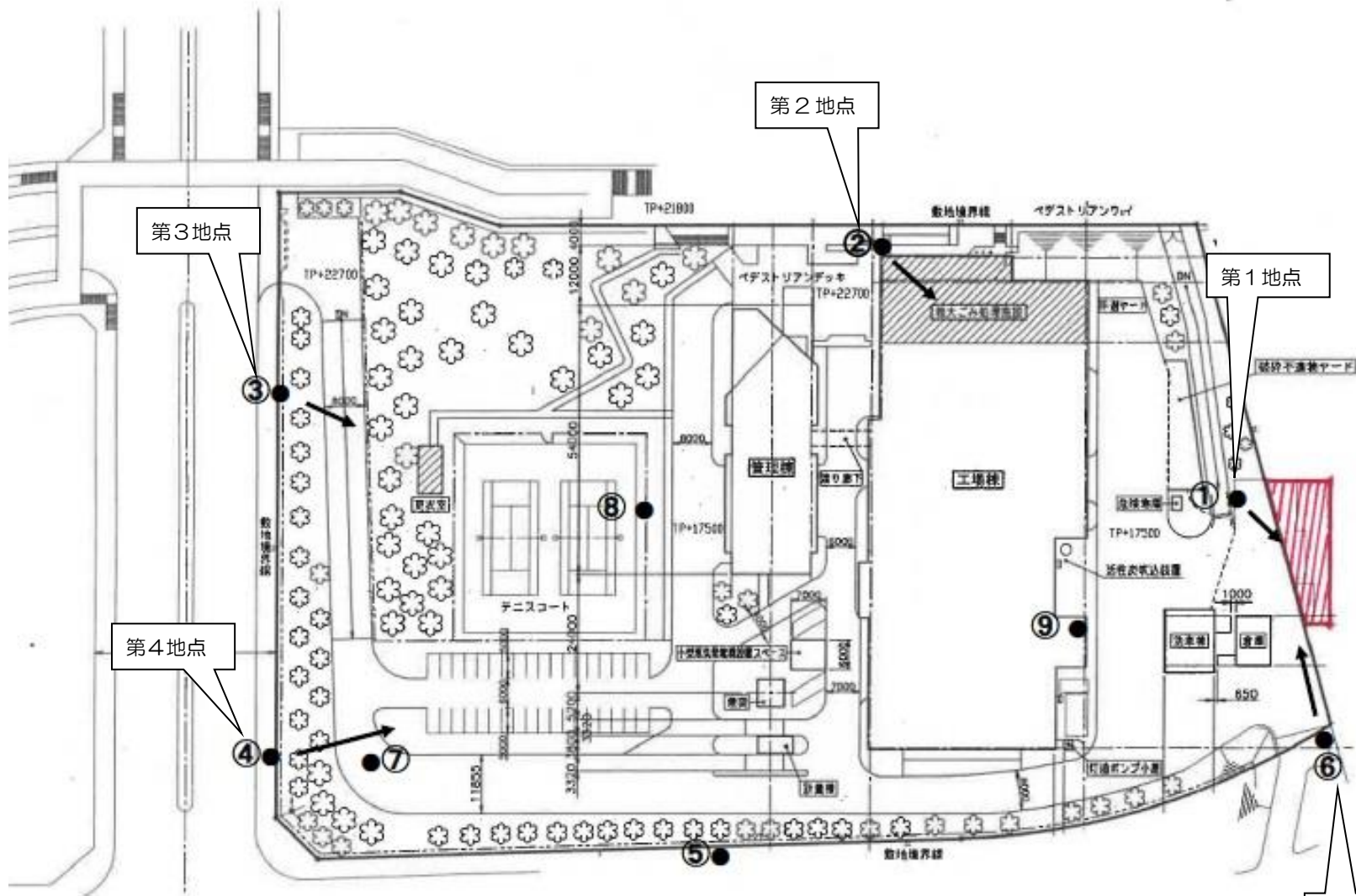
- 敷地境界5地点の空間線量月平均値（地上高 100cm）



R6年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
最高値	0.082 (3)	0.079 (1)	0.077(1.3)	0.079 (1)	0.080 (3)	0.078(1.3)	0.079 (1)	—	—	—	—	—
最低値	0.059 (2)	0.060 (6)	0.059 (2)	0.058 (6)	0.059 (2)	0.058 (2)	0.057 (2)	—	—	—	—	—

※指定廃棄物（飛灰）の
保管状況について

基準値（8,000Bq/kg）
を超えた飛灰（平成 23
年 7 月、8 月発生 of 指定
廃棄物）は 130 t あり、
令和元年度にドラム缶
（252 缶）をフレコンバ
ックに梱包し、既存のフ
レコンバッグ（120 袋）
と一緒に、一時保管して
います。この指定廃棄物
は国が処分するもので
す。



指定廃棄物
一時保管場所

第6地点

第1地点

第2地点

第3地点

第4地点

【放射線測定器の点検期間中の測定について】

放射線測定器（環境放射線モニタ PA-1000 Radi）は年1回専門業者へ点検に出しています。

3 焼却灰の処理状況

放射性物質の測定結果により、基準値（8,000Bq/kg）以下を確認し、印西地区一般廃棄物最終処分場へ埋立処分しています。

（令和6年度：10月末現在）

令和6年度計画処理量	埋立量
5,585 t / 年	<ul style="list-style-type: none">• 4月 506 t• 5月 450 t• 6月 430 t• 7月 632 t• 8月 419 t• 9月 465 t• 10月 500 t <p style="text-align: right;">計 3,402 t</p>

資料 3

○令和6年度次期中間処理施設整備事業の進捗状況について

(令和6年11月末時点)

1. 施設整備について

- ・関係機関協議：道路・上下水道・雨水排水・電気・ガス等（継続）
- ・(仮称) 印西クリーンセンター次期中間処理施設建設工事（R6.2月契約）
- ・(仮称) 印西クリーンセンター次期中間処理施設運営維持管理業務（R6.2月契約）
- ・環境影響評価評価書の公告縦覧 10月1日～15日で実施
- ・ごみ焼却場の都市計画決定（変更）の公告 10月1日（手続き完了）

2. アクセス道路について

- ・実施設計業務（地盤解析）
- ・道路工事（R6～R9）7月契約

3. 仮設道路

- ・道路工事（R6） 9月契約

4. 地域振興策について

- ・基本設計に向けた検討（導入機能・規模、配置計画など）
 - 地域振興策基本設計検討準備業務委託（計画論） 4月契約
 - 地域振興策基本設計検討準備業務委託（経営論） 5月契約
 - 地域振興策基本設計検討準備業務委託（デザイン論） 7月契約

5. 水道事業について（印西市水道課）

- ・費用負担契約締結：5月契約
- ・設計業務（5工区）、工事施工（4工区）：令和7年3月完了予定

6. 下水道事業について（印西市下水道課）

- ・下水道計画区域編入手続き

7. 用地管理業務

- ・次期施設用地草刈（第1回）：6月契約・完了
- ・地域振興策用地草刈（第1回）：6月契約・完了
（第2回）：9月完了

令和6年度 次期中間処理施設整備事業のスケジュールについて

(令和6年11月末時点)

事業内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
施設整備事業建設工事、 インフラ関係、 環境影響評価業務、 都市計画決定業務							造成工事					
		関係機関協議	:道路・上下水	道・雨水排水	電気・ガス等							
		環境影響評価:	評価書の公告	・縦覧								
			都市計画変更	作成、公告・縦	覧							
アクセス道路 設計業務 工事		線形修正設計	等（地盤解析）		道路工事							
仮設道路 工事						道路工事						
地域振興策			地域振興策基	本設計を踏ま	えた主要事項	の検討（導入機	能・規模、配置	計画等）				
水道事業 負担金契約及び設計 工事		負担契約締結				設計（第5工区実施	設計）					
						施工（第4工区）						
下水道事業		下水道区域編入手続き										
用地管理業務		次期施設用地	草刈									
		地域振興策用	地草刈	地域振興策用	地草刈							

第3回印西クリーンセンター環境委員会での質問

1. はじめに

9月7日の第2回環境委員会で小生が質問した中でまだ回答をいただけていない項目と新たな質問について回答をお願いします。

2. 第2回環境委員会での積み残し

(1) 「排出原単位」とは何か

- ・ プラスチック資源循環法の施行に伴い、組合は「燃やすごみの中の可燃プラスチックを令和10年までに約40%減らす。燃やすごみの中の資源化可能プラスチックを令和10年度までに70%削減する」との目標を掲げ、7年10月から回収を開始することにしました。
- ・ 来年10月から回収を開始する製品プラスチックは住民が容器包装プラスチックの回収袋と一緒に入れて出すと言われますが、製品プラスチックがどの程度入っているか目視で見るのは困難だとは理解できます。
- ・ 組合が決めた目標に達成しているかを「排出原単位」で読み取るとのこと。
- ・ プラスチックを資源化する場合、100%プラスチックでなければ出してはいけない。もし紙ラベルなど不純物が混じっていたら容器包装リサイクル協会の検査に見つかれば、A判定のものがB判定やC判定になってしまう。

そこで質問です。

- ① 前回の環境委員会で組合が今年の7月に白井市で実施したモデル地区収集事業の結果、製品プラスは全体割合の6%だったと報告されました。これは「排出原単位」で読み取られたのですか？
- ② 「排出原単位」と何ですか？例えば「排出原単位」がどうであれば、目標が達成したと言えるのですか？
- ③ 容器包装リサイクル協会の検査は年に何回くらいあるのですか？A判定、B判定、C判定とは何ですか？たぶん買取価格のことだと思いますが、判定によってどれくらい価格が違うのですか？また、現在は印西市の船佐久間が廃プラスチックを回収し、資源物にならない廃プラスチックを選別し、A判定のものだけ再処理業者に売り渡すと思います。

(2) 新管理者藤代健吾氏の環境委員会での出席について

- ・ 前回の環境委員会で小生から新管理者である藤代健吾氏に環境委員会に「出席してもらいクリーンセンターの今後のポリシー等について述べていただきたいと申し上げたところ、組合は「新管理者は、お忙しい方なのでお約束はできませんが、そういう旨のお話が合ったことは、お伝えすることが可能かと考えています」と回答されました。

そこで、質問です。

① 管理者殿から具体的なお答えはありましたか？

3. 新たな質問

今夏も気温が 35°C を超える猛暑日が増えました。豪雨も繰り返され各地で被害が出ています。

地球温暖化の原因となっている CO₂ 等の温室効果ガス (GHG/Greenhouse Gas) 排出量も 2023 年で前年により 1.3% 増え、まだ下がる気配がありません。2015 年のパリ協定で決めた世界の平均気温上昇を 1.5°C 以下にする目標も風前の灯火になってきました。

CO₂ 濃度は産業革命前より 1.5 倍増え、2020 年には 410ppm になっています。そのために、国連環境計画 (UNEP) は 10 月 24 日、現状の温暖化対策はこのままでは、世界の平均気温が今世紀末に、産業革命前から最大で 3.1°C 上昇するとの報告書を公表しました。これは深刻な状況です

そんな中で今年の COP29 (国連気候変動枠条約第 29 回締約国会議) が 11 月 12 日にアゼルバイジャンで開催されました。何故かアメリカ、中国、日本の首脳は出席しませんでした。

更に来年 2 月は、5 年に一度、国連に自国の GHG 排出削減量の目標値を提出する月です。

GHG 排出量が中国の次に多い米国の次期大統領トランプ氏は温暖化問題に懐疑的で、前の任期中にパリ協定から離脱しました。今年の選挙中も化石燃料を「掘っ掘って掘りまくれ」と主張し、バイデン政権で復帰したパリ協定からの再離脱や、途上国への資金提供も払わないのではと懸念されます。

国連の気候変動に関する政府間パネル (IPCC) の報告書では、気温上昇はすでに 1.1°C に達したと指摘し、「この 10 年間の対策が数千年先まで影響する」とし、強く警告しました。1.5°C にとどめるには 25 年までに GHG 排出量を減少に転じさせ、35 年には 2019 年比で 60% 減らす必要があるとしています。

我が国の GHG 排出量の削減目標は、2021 年 10 月に閣議決定で次のように改定されました。

- ・ 日本は 2030 年度において温室効果ガスを 2013 年度比 46% 削減を目指し、さらに 50% 削減の高みに向けて挑戦する。
- ・ 2050 年までに実質 "0" にする。

でした。

各国は IPCC の決定を受けて、至急目標の見直しをしなければなりません。

そこで質問します。

- ① 印西クリーンセンターも目標の見直しと同時にどうすれば達成できるかも検討すべきです。具体策はありますか？例えば、ごみ収集車や作業車の EV 化はすぐに予算化すべきでは？
- ② 一番の課題は、燃やして CO₂ が発生する廃プラスチック類の削減です。来年 10 月から製品プラスチックは燃やさないで資源物として回収することが決まりました。燃やすごみの中で製品プラスチックが少なくなれば、当然、燃やすごみのカロリーが低下します。しかし、石油系の助燃剤を使ことはできません。どうしますか？

以上

ICC-議題-2024|207

回答は文書で

1. 指定廃棄物の件

- (1)2024年2月5日に要望書を提出して以降の進捗状況は
 - (2)今年度の環境省職員による保管状況の確認は実施されたか。
- 終了している場合は結果を教授願いたい。

2.(1)「報告事項 操業状況及び公害防止協定等に基づく環境測定結果について」の「表-7) 排ガス中の重金属測定(調査測定)」で、測定結果の表の下に、

「※カルシウム、銅、亜鉛の測定項目については、令和5年度より実施しないこととなりました。
 経緯 カルシウム、銅、亜鉛の3項目については、JIS K 0083 (排ガス中の金属分析方法)に規定されていませんでした。2016年03月04日の環境委員会において測定方法についての指摘がありましたがそのまま測定等を継続してきたため、令和4年度第4回の環境委員会で測定等についての協議の結果、削除することになりました。」との注があります。

これは不正確であるので、協定書の記載内容や経緯を確認し、正確な表記に訂正すべきである。

過年度の報告書も同様に記載がされているため、正しい表記に変更されたい。

参考として、2009年10月25日に開催された印西クリーンセンター住民説明会の資料(抜粋)と平成22年度実績排ガス中の重金属測定、ごみ質分析、気象測定結果(表-8, 9, 10)(抜粋)を添付します。

表-8) 排ガス中の重金属測定

〔規制値、協定値は無し〕 測定義務：要測定														
測定方法	JIS K-0083	JIS K-0083	JIS K-0083	JIS K-0083	JIS K-0083	JIS K-0083	JIS K-0083	JIS K-0083	JIS K-0083	JIS K-0222	JIS K-0109	JIS K-0109	JIS K-0109	JIS K-0109
区分	カルシウム	バリウム	ホウ素	鉛	ひ素	全クロム	マンガン	銅	亜鉛	水銀	水銀	水銀	水銀	PCB
単位	mg/Nm ³	mg/Nm ³	mg/Nm ³	mg/Nm ³	mg/Nm ³	mg/Nm ³	mg/Nm ³	mg/Nm ³	mg/Nm ³	mg/Nm ³	mg/Nm ³	mg/Nm ³	mg/Nm ³	mg/Nm ³
定量下限値	0.02	0.01	0.002	0.01	0.005	0.01	0.01	0.01	0.01	0.001	0.005	0.2	1.0	0.01
H20.9.24	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
H20.11.27	0.05	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.01	ND	ND	ND	ND	ND

※ NDは、定量下限値未満を示す。

表-8) 排ガス中の重金属測定

〔規制値、協定値は無し〕 測定義務：要測定														
測定方法	JIS K-0083	JIS K-0083	JIS K-0083	JIS K-0083	JIS K-0083	JIS K-0083	JIS K-0083	JIS K-0083	JIS K-0083	JIS K-0222	JIS K-0109	JIS K-0109	JIS K-0109	JIS K-0109
区分	カルシウム	バリウム	ホウ素	鉛	ひ素	全クロム	マンガン	銅	亜鉛	水銀	水銀	水銀	水銀	PCB
単位	mg/Nm ³	mg/Nm ³	mg/Nm ³	mg/Nm ³	mg/Nm ³	mg/Nm ³	mg/Nm ³	mg/Nm ³	mg/Nm ³	mg/Nm ³	mg/Nm ³	mg/Nm ³	mg/Nm ³	mg/Nm ³
定量下限値	0.02	0.01	0.002	0.01	0.005	0.01	0.01	0.01	0.01	0.001	0.005	0.2	1.0	0.01
H20.9.24	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
H20.11.27	0.05	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.04	ND	ND

※ NDは、定量下限値未満を示す。

表-8) 排ガス中の重金属測定

〔規制値、協定値は無し〕 測定義務：要測定														
測定方法	JIS K-0083	JIS K-0083	JIS K-0083	JIS K-0083	JIS K-0083	JIS K-0083	JIS K-0083	JIS K-0083	JIS K-0083	JIS K-0222	JIS K-0109	JIS K-0109	JIS K-0109	JIS K-0109
区分	カルシウム	バリウム	ホウ素	鉛	ひ素	全クロム	マンガン	銅	亜鉛	水銀	水銀	水銀	水銀	PCB
単位	mg/Nm ³	mg/Nm ³	mg/Nm ³	mg/Nm ³	mg/Nm ³	mg/Nm ³	mg/Nm ³	mg/Nm ³	mg/Nm ³	mg/Nm ³	mg/Nm ³	mg/Nm ³	mg/Nm ³	mg/Nm ³
定量下限値	0.02	0.01	0.002	0.01	0.005	0.01	0.01	0.01	0.01	0.001	0.005	0.2	1.0	0.01
22.6.30	0.04	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.05	ND	ND	ND	ND
22.11.26	0.05	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND

※ NDは、定量下限値未満を示す。

表-8) 排ガス中の重金属測定

〔規制値、協定値は無し〕 測定義務：要測定														
測定方法	JIS K-0083	JIS K-0083	JIS K-0083	JIS K-0083	JIS K-0083	JIS K-0083	JIS K-0083	JIS K-0083	JIS K-0083	JIS K-0222	JIS K-0109	JIS K-0109	JIS K-0109	JIS K-0109
区分	カルシウム	バリウム	ホウ素	鉛	ひ素	全クロム	マンガン	銅	亜鉛	水銀	水銀	水銀	水銀	PCB
単位	mg/Nm ³	mg/Nm ³	mg/Nm ³	mg/Nm ³	mg/Nm ³	mg/Nm ³	mg/Nm ³	mg/Nm ³	mg/Nm ³	mg/Nm ³	mg/Nm ³	mg/Nm ³	mg/Nm ³	mg/Nm ³
定量下限値	0.02	0.01	0.002	0.01	0.005	0.01	0.01	0.01	0.01	0.001	0.005	0.2	1.0	0.01
22.6.30	0.04	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.05	ND	ND	ND	ND
22.11.26	0.05	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND

への回答で、組合側の資料の提供を約束し、ようやく実行されたのは真摯な態度とは考えられない。

7. の項目を含めてきちんと明確にわかりやすく整理することは最低限の条件である。即座に実行すべきで

あると思われる。

3. 住宅宿泊事業者（民泊）の件

「a)構成市町は住宅宿泊事業者（民泊）の存在を把握しているか。b)住宅宿泊事業者と宿泊者が排出する廃棄物は家庭ごみではなく、事業系ごみとして適正に排出・回収されているのか」に回答があったが、その後の進捗状況はいかがか(印西市が4月22日に「民泊サービスお考えの皆様へ」を掲出したことは確認している)

(2)マンションのゲストルームを民泊として勝手に貸し出しする可能性があるという情報がある。

要注意と思われる。

4. 会議録の作成のさらなる効率化を求めている。

従来と比較すると、改善されているが、さらなる改善策を採用することを要請するものである。

改善策としてワードの利用を採用しているが、より効率化を希望するものである。

5. 個人情報の漏洩の件

組合のホームページの「個人情報の漏洩について」(<http://www.inkan-jk.or.jp/creen/R6-0912.iinkai-kozinyouhou-rouei-.html>)が公表されているが、対応として、委員の氏名が表記されなくなっているがいかがなものか？(千葉県環境影響評価委員会の議事録は本文中では記載しない)

6. (仮称)印西クリーンセンター次期中間処理施設整備事業（条例対象事業）の環境影響評価に関して

環境影響評価書および要約書の縦覧が令和6年10月1日から10月15日まで縦覧されたが、反応はいかがか？

(1)表紙の作成年月が「令和6年5月」となっているのはいかなる理由か？

(2)viページには「本準備書」と記載されているのはいかなる理由か？

(3)1ページの代表者名(2か所)が「板倉 正直」となっているのはいかなる理由か？

(4)環境影響評価で方法書、準備書、評価書の「対象事業の施設の種類の、規模、概要等」で、「燃焼施設」の「対象ごみ」に「脱水汚泥」が記載されているのはいかなる理由かへの回答は不十分なものである。

進捗はいかがか。

3. 次期施設の計画概要		方法書
次期施設の計画概要は表 2.3-3 及び表 2.3-4 に示すとおりである。また、廃棄物の受入時間は表 2.3-5 に示すとおりである。		
表 2.3-3 廃棄物焼却施設の計画概要		
項目	概要	
対象ごみの種類	<ul style="list-style-type: none"> 家庭系可燃ごみ（収集ごみ） 個人持ち込み可燃ごみ 事業系可燃ごみ（一般廃棄物に限る） 粗大、不燃ごみ施設から排出された可燃物等 	
計画ごみ質	<ul style="list-style-type: none"> 低質ごみ：5,910 kJ/kg 基準ごみ：11,450 kJ/kg 高質ごみ：14,750 kJ/kg <p>計画ごみ質は、実施設の実績を基に設定。</p>	
稼働時間	1日24時間	
<p>注) 低質ごみは、水分が多い生ゴミ（生ごみ）等を多く含む発熱量の低いごみ質をいう。基準ごみは平均的なごみ質をいう。高質ごみは、プラスチック類や紙類等を多く含む発熱量の高いごみ質をいう。</p> <p>出典：印西地区環境整備事業組合『次期中間処理施設整備事業施設整備基本計画 平成28年4月』より作成</p>		

3. 次期施設の計画概要

準備書

次期施設の計画概要は表 2.3-3 及び表 2.3-4 に示すとおりである。また、廃棄物の受入時間は表 2.3-5 に示すとおりである。

表 2.3-3 廃棄物焼却施設の計画概要

項目	概要
対象ごみの種類	<ul style="list-style-type: none"> 家庭系可燃ごみ（収集ごみ） 個人持ち込み可燃ごみ 事業系可燃ごみ（一般廃棄物に限る） 粗大、不燃ごみ施設から排出された可燃物等 脱水汚泥 災害廃棄物
計画ごみ質	<ul style="list-style-type: none"> 低質ごみ：7,100 kJ/kg 基準ごみ：10,100 kJ/kg 高質ごみ：12,200 kJ/kg <p>計画ごみ質は、現施設の実績を基に設定。</p>
稼働時間	1日24時間

注1) 低質ごみは、水分が多い厨芥類（生ごみ）等を多く含む発熱量の低いごみ質をいう。基準ごみは平均的なごみ質をいう。高質ごみは、プラスチック類や紙類等を多く含む発熱量の高いごみ質をいう。

評価書

表 2.3-3 廃棄物焼却施設の計画概要

項目	概要
対象ごみの種類	<ul style="list-style-type: none"> 家庭系可燃ごみ（収集ごみ） 個人持ち込み可燃ごみ 事業系可燃ごみ（一般廃棄物に限る） 粗大、不燃ごみ施設から排出された可燃物等 脱水汚泥 災害廃棄物
計画ごみ質	<ul style="list-style-type: none"> 低質ごみ：7,100 kJ/kg 基準ごみ：10,100 kJ/kg 高質ごみ：12,200 kJ/kg <p>計画ごみ質は、現施設の実績を基に設定。</p>
稼働時間	1日24時間

注1) 脱水汚泥は、甲西地区衛生組合で整備中の汚泥再生処理センター（令和9年4月稼働開始予定）において、尿、浄化槽汚泥及びデイスポージャー汚泥の処理に伴い発生するものである。

注2) 低質ごみは、水分が多い厨芥類（生ごみ）等を多く含む発熱量の低いごみ質をいう。基準ごみは平均的なごみ質をいう。高質ごみは、プラスチック類や紙類等を多く含む発熱量の高いごみ質をいう。

(5)施設整備の算定に関して、方法書と準備書で数値の変更があるのはいかなる理由かへの回答は不十分なもので、その後の確認結果はいかがか

(3) 施設規模の算定

方法書

① 廃棄物焼却施設

施設規模は、「印西地区ごみ処理基本計画」(平成31年3月 印西市・白井市・柴町・印西地区環境整備事業組合)における目標達成時(2033年度)の焼却処理量(38,168t)を基に、災害廃棄物の焼却処理量(3,500t)を考慮し、以下に示すように算定した。

日平均処理量÷実際稼働率÷調整稼働率=施設規模

$$\frac{38,168 \text{ t} + 3,500 \text{ t}}{365 \text{ 日}} \div 0.767 \div 0.96 = 155.1 \approx 156 \text{ t/日}$$

なお、実際稼働率とは補修整備期間等による稼働停止期間を考慮した係数をいう。廃棄物焼却施設では、稼働停止日数を年間85日間と見込んでおり、稼働日数は年間280日間(365日-85日)であることから、実際稼働率は280日÷365日=0.767となる。また、調整稼働率とは故障修理等の一時停止による能力低下を考慮した係数をいう。一時停止の日数は約15日間を想定していることから、調整稼働率は(365日-15日)÷365日=0.96となる。

② リサイクルセンター

施設規模は、「印西地区ごみ処理基本計画」(平成31年3月 印西市・白井市・柴町・印西地区環境整備事業組合)における目標達成時(2033年度)の破砕・選別処理量(2,177t)を基に、「次期中間処理施設整備事業施設整備基本計画」(平成28年4月 印西地区環境整備事業組合)の方法に従い、以下に示すように算定した。

日平均処理量÷実際稼働率÷調整稼働率=施設規模

$$\frac{2,177 \text{ t}}{365 \text{ 日}} \div 0.673 \div 0.96 = 9.2 \approx 10 \text{ t/日}$$

なお、リサイクルセンターの稼働日数は月曜から金曜(土日、祝日、年末年始を除く)の年間246日間であることから、実際稼働率は246日÷365日=0.673となる。また、調整稼働率は廃棄物焼却施設と同様で、(365日-15日)÷365日=0.96となる。

2. 施設規模の算定

準備書

(1) 廃棄物焼却施設

施設規模は、「印西地区ごみ処理基本計画（令和5（2023）年3月）（印西地区環境整備事業組合・印西市・白井市・栄町）における目標達成時（2028年度）の焼却処理量（40,525t）をもとに、災害廃棄物の焼却処理量（1,200t）を考慮し、以下に示すように算定した。

$$\text{日平均処理量} \div \text{実稼働率} \div \text{調整稼働率} = \text{施設規模}$$

$$\frac{40,525 \text{ t} + 1,200 \text{ t}}{365 \text{ 日}} \div 0.767 \div 0.96 = 155.3 \approx 156 \text{ t/日}$$

なお、実稼働率は補修整備期間等による稼働停止期間を考慮した係数をいう。廃棄物焼却施設では、稼働停止日数を年間85日間と見込んでおり、稼働日数は年間280日間（365日－85日）であることから、実稼働率は280日÷365日＝0.767となる。また、調整稼働率は故障修理等の一時的停止による能力低下を考慮した係数をいう。一時的停止の日数は約15日間を想定していることから、調整稼働率は（365日－15日）÷365日＝0.96となる。

(2) リサイクルセンター

施設規模は、「印西地区ごみ処理基本計画（令和5（2023）年3月）（印西地区環境整備事業組合・印西市・白井市・栄町）における目標達成時（2028年度）の破砕・選別処理量（2,697t）を基に、「次期中間処理施設整備事業施設整備基本計画」（平成28年4月（印西地区環境整備事業組合）の方法に従い、以下に示すように算定した。

$$\text{日平均処理量} \div \text{実稼働率} \div \text{調整稼働率} = \text{施設規模}$$

$$\frac{2,697 \text{ t}}{365 \text{ 日}} \div 0.778 \div 0.96 = 9.8 \approx 10 \text{ t/日}$$

なお、リサイクルセンター稼働日数は年間284日間を計画していることから、実稼働率は284日÷365日＝0.778となる。また、調整稼働率は廃棄物焼却施設と同様で、（365日－15日）÷365日＝0.96となる。

2. 施設規模の算定

評価書

(1) 廃棄物焼却施設

施設規模は、「印西地区ごみ処理基本計画 令和5(2023)年3月」(印西地区環境整備事業組合・印西市・白井市・栄町)における目標達成時(2028年度)の焼却処理量(40,525t)をもとに、災害廃棄物の焼却処理量(1,200t)を考慮し、以下に示すように算定した。

日平均処理量 ÷ 実稼働率 ÷ 調整稼働率 = 施設規模

$$\frac{40,525 \text{ t} + 1,200 \text{ t}}{365 \text{ 日}} \div 0.767 \div 0.96 = 155.3 \approx 156 \text{ t/日}$$

なお、実稼働率とは補修整備期間等による稼働停止期間を考慮した係数をいう。廃棄物焼却施設では、稼働停止日数を年間85日間と見込んでおり、稼働日数は年間280日間(365日-85日)であることから、実稼働率は280日÷365日≒0.767となる。また、調整稼働率とは故障修理等の一時停止による能力低下を考慮した係数をいう。一時停止の日数は約15日間を想定していることから、調整稼働率は(365日-15日)÷365日≒0.96となる。

(2) リサイクルセンター

施設規模は、「印西地区ごみ処理基本計画 令和5(2023)年3月」(印西地区環境整備事業組合・印西市・白井市・栄町)における目標達成時(2028年度)の破碎・選別処理量(2,697t)を基に、「次期中間処理施設整備事業施設整備基本計画」(平成28年4月 印西地区環境整備事業組合)の方法に従い、以下に示すように算定した。

日平均処理量 ÷ 実稼働率 ÷ 調整稼働率 = 施設規模

$$\frac{2,697 \text{ t}}{365 \text{ 日}} \div 0.778 \div 0.96 = 9.8 \approx 10 \text{ t/日}$$

なお、リサイクルセンター稼働日数は年間284日間を計画していることから、実稼働率は284日÷365日≒0.778となる。また、調整稼働率は廃棄物焼却施設と同様で、(365日-15日)÷365日≒0.96となる。

7. 協定書の整理について

「印西クリーンセンターの操業及び公害防止に関する協定書」は記載内容を整理して記載すべきと思われる。協定書の全貌がわかるようにすべきである。

今回の会議の資料として協定書が添付されているが、協定の全貌がわかるものではない、組合の管理者が藤代 健吾 印西市長(令和6年8月6日現在)に変わられ、組合の業務等のレクチャーはされたのでしょうか？

レクチャーで、環境委員会と協定書に関する部分の資料をいただきたい。
に対する回答は真摯さが感じられない。

8. 「報告事項 操業状況及び公害防止協定等に基づく環境測定結果について」の表-2) ①排出ガス測定 の区分 水銀(Hg)の定量下限値がガス状 0.11 粒子状 0.0011 合計 0.11と表示されているのは、いかなる理由か？数字の根拠を示されたい。

(2) 「報告事項 操業状況及び公害防止協定等に基づく環境測定結果について」の表-2) ②排出ガス測定(ダイオキシン類)の【2. 焼却灰に含まれるダイオキシン類の測定値】の1号炉の測定値が0と記入されているが、正しいのか？

(3) 14ページの最下部に「※放射線測定器(環境放射線モニタ PA-1000 Radi)は年1回専門業者へ点検に出しています。」という記載があるが、較正ではないのでしょうか。昨年度の期間はいつか。点検の期間は測定を行わなかったのか？への回答をされたい。

に対する回答は真摯さが感じられないものでした。
技術管理者から回答を得たい。

9. 次期中間処理施設整備事業で、

印西都市計画ごみ焼却場の変更に係る案の縦覧は終了したが、その後の進捗状況は？

10. 事業系一般廃棄物処理手数料の改定で、令和6年10月1日より、270円/10kg(消費税込み・10kg未満の場合270円)消費税込み)から310円/10kg+消費税に変更されるとのこと。
減量効果は見られたか？

11. 放射線物質

組合のホームページの「印西クリーンセンターにおける放射線量・放射線の測定結果」(<http://www.inkan-jk.or.jp/green/23-01-houshanou-2-.html>)に掲載されている焼却灰放射線量測定結果(主灰・飛灰)の測定結果で、

(1)測定方法は、①と②または③が併記されている。

①放射能濃度等測定方法ガイドライン(環境省 平成25年3月 第2版)

②ゲルマニウム半導体検出器によるガンマ線スペクトロメトリー(文部科学省 平成4年)

③ゲルマニウム半導体検出器によるガンマ線スペクトロメトリー(令和2年改訂原子力規制庁監視情報課)

放射性物質の測定の入札の仕様書で、併記の場合に使用する測定装置はどのように記載されているのか？

(2)(1)の測定装置の相違点、内容を確認しているのか？

(3)使用した測定装置と測定条件の確認は行っているのか？

(4)測定結果の確認はどのように行っているのか？

(5)ND: 検出下限値(10Bq/kg)以下につき不検出は正しくないで、止めていただきたい。

12. 表-2) ②排出ガス測定(ダイオキシン類)の【2. 焼却灰に含まれるダイオキシン類の測定値】3号炉の測定値「0」は正しいのか？

13. 表-1)令和6年度月別ごみ版有料及び焼却量等の操業状況

配布された令和6年10月分の2号炉、令和6年9月分の1号炉の焼却日が「一般廃棄物処理施設維持管理記録」と異なるのはなぜ？

(2)令和6年10月分の2号炉は故障か、不具合があったか？

資料 5

○自治会側からの質問事項に対する回答書（令和6年度第3回環境委員会）

質問事項	回答
<p>1 はじめに</p> <p>9月7日の第2回環境委員会で小生が質問した中でまだ回答いただいていない項目と新たな質問について回答をお願いします。</p> <p>2 第2回環境委員会での積み残し</p> <p>(1)「排出原単位」とは何か</p> <ul style="list-style-type: none">・プラスチック資源循環法の施行に伴い、組合は「燃やすごみの中の可燃プラスチックを令和10年までに約40%減らす。燃やすごみの中の資源化可能プラスチックを令和10年度までに70%削減する」との目標を掲げ、7年10月から回収を開始することになりました。・来年10月から回収を開始する製品プラスチックは住民が容器包装プラスチックの回収袋と一緒に入れて出すと言われますが、製品プラスチックがどの程度入っているか目視で見るとは困難だと理解できます。・組合が決めた目標に達成しているかを「排出原単位」で読み取るとのこと。・プラスチックを資源化する場合、100%プラスチックでなければ出してはいけない。もし紙ラベルなど不純物が混じっていたら容器包装リサイクル協会の検査に見つかれば、A判定のものがB	<p>2 (1)</p> <p>①6%の数字の根拠につきましては、7月に実施したモデル地区収集事業での製品プラスチックの全体割合の結果でございますので、排出原単位で読み取った数字ではございません。</p> <p>②この質問での「排出原単位」につきましては、「印西地区ごみ処理基本計画」に書いてある数値目標の排出原単位のことを指しており、令和6年度第2回の環境委員会では、ごみ処理基本計画の各施策の達成目標に対する進捗は、排出原単位から進捗状況等を読み取っていただくものと回答させていただいております。</p> <p>令和3年度の排出原単位の実績値に対し、ごみの分類ごとの削減率が設定されており、各年度の排出原単位の数値目標値が達成できた場合、削減も達成できるものと考えております。</p>

判定や C 判定になってしまう。

そこで質問です。

- ①前回の環境委員会で組合が今年の 7 月に白井市で実施したモデル地区収集事業の結果、製品プラスチック全体割合の 6%だったと報告されました。これは「排出原単位」で読み取られたのですか？
- ②「排出原単位」と何ですか。例えば「排出原単位」がどうであれば、目標が達成したと言えるのですか？
- ③容器包装リサイクル協会の検査は年に何回くらいあるのですか？A 判定、B 判定、C 判定とは何ですか？たぶん買取価格のことだと思いますが、判定によってどれくらい価格が違うのですか？また、現在は印西市の(株)佐久間が廃プラスチックを回収し、資源物にならない廃プラスチックを選別し、A 判定のものだけ再処理業者に売り渡すと思います。

③容器包装リサイクル協会の検査につきましては、年に一回、印西市、白井市の間処理施設ごとに行っております。

判定結果につきましては、ベールの汚れ具合や異物の混入割合を調査した結果を指しております。

判定結果による落札価格の違いについては、評価が A 判定であれば1トンあたり 75,000 円～54,000 円程度で D 判定であれば 48,000 円～45,000 円程度になります。

<p>(2)新管理者藤代健吾氏の環境委員会での出席について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前回の環境委員会で小生から新管理者である藤代健吾氏に環境委員会に「出席してもらいクリーンセンターの今後のポリシー等について述べていただきたいと申し上げたところ、組合は「新管理者は、お忙しい方なのでお約束はできませんが、そういう旨のお話が合ったことは、お伝えすることが可能かと考えています」と回答されました。 <p>そこで、質問です。</p> <p>①管理者殿から具体的お答えはありましたか？</p>	<p>(2)</p> <p>① 本日、管理者が出席することですので、こちらでの回答は控えさせていただきます。</p>
<p>3 新たな質問</p> <p>今夏も気温が 35° C を超える猛暑日が増えました。豪雨も繰り返され各地で被害が出ています。</p> <p>地球温暖化の原因となっている CO2等の温室効果ガス(GHG /GreenhousGas) 排出量も 2023 年で前年により 1.3%増え、まだ下がる気配がありません。2015 年パリ協定で決めた世界の平均気温上昇を 1.5° C以下にする目標も風前の灯火になってきました。</p> <p>CO2濃度は産業革命前より 1.5 倍増え、2020 年には 410pp になっています。そのために、国連環境計画(UNEP)は、10月24日、現状の温暖化対策はこのままでは、世界の平均気温が今世紀末に、産業革命前から最大で 3.1° C上昇するとの報告書を公表しました。これは深刻な状況です。</p> <p>そんな中で今年のCOP29(国連気候変動枠条約第 29 回締約</p>	<p>3</p> <p>① 温室効果ガスの排出量を実質“0”にすることに対する印西クリーンセンターの目標の見直しということですが、以前もお答えしておりますが、ごみの焼却が主な業務となり、温室効果ガスを削減する努力はするものの実質“0”にすることができません。令和 5 年 3 月に策定したごみ処理基本計画は、それらを含めた計画となっていることから、計画の見直しは考えておりません。</p> <p>また、組合ではごみ収集車を所有していないことからのEV化に関しては、ごみの収集を委託しております事業者に対し促進していければと思います。</p> <p>② 来年10月より製品プラスチックの再資源化を実施しますが、再資源化が困難な他素材の複合品となるプラスチック</p>

国会議)が11月12日にアゼルバイジャンで開催されました。何故かアメリカ、中国、日本の首脳は出席しませんでした。

更に来年2月は、5年に1度、国連に自国のGHG排出削減量の目標値を提出する月です。

GHG排出量が中国の次に多い米国の次期大統領トランプ氏は温暖化問題に懐疑的で、前の任期中にパリ協定から離脱しました。今年の選挙中も化石燃料を「掘って掘って掘りまくれ」と主張し、バイデン政権で復帰したパリ協定からの再離脱や、途上国への資金提供も払わないのではと懸念されます。

国連の気候変動に関する政府間パネル(IPCC)の報告書では、気温上昇は、すでに1.1°Cに達したと指摘し、「この10年間の対策が数千年先まで影響する」とし、強く警告しました。1.5°Cにとどめるには25年までにGHG排出量を減少に転じさせ、35年には2019年比で60%減らす必要があるとしています。

我が国のGHG排出量の削減目標は、2021年10月に閣議決定で次のように改定されました。

- ・日本は2030年度において温室効果ガスを2013年度比46%削減を目指し、さらに50%削減の高みに向けて挑戦する。
- ・2050年までに実質“0”にする。

でした。

各国はIPCCの決定を受けて、至急目標の見直しをしなければなりません。

そこで質問します。

製品や汚れの落としきれないプラスチック製品については、焼却処分することから、極端にプラスチック類が減量となることは考えておりません。

<p>① 印西クリーンセンターも目標の見直しと同時にどうすれば達成できるかも検討すべきです。具体策はありますか？例えば、ごみ収集車や作業車のEV化はすぐに予算化すべきでは？</p> <p>② 一番の課題は、燃やしてCO₂が発生する廃プラスチック類の削減です。来年10月から製品プラスチックは燃やさないで資源物として回収することが決まりました。燃やすごみの中で製品プラスチックが少なくなれば、当然、燃やすごみのカロリーが低下します。しかし、石油系の助燃剤を使うことはできません。どうしますか？</p>	
<p>4 指定廃棄物の件</p> <p>(1)2024年2月5日に要望書を提出して以降の進捗状況は。</p> <p>(2)今年度の環境省職員による保管状況の確認は実施されたか。終了している場合は結果を教授願いたい。</p>	<p>4</p> <p>(1)特に進捗はございません。</p> <p>(2)今年度の指定廃棄物(放射性物質)の立入検査は、9月26日に行われました。立入検査は現場確認及び空間放射線量の測定が行われました。立入検査の結果は国より、保管状況について異常はないこと、適正に管理されていることの講評がありました。</p> <p>空間放射線量については、指定廃棄物のフレコンの表面(シートに機器をつけて測定)の数値(2箇所)0.39マイクロシーベルト、0.35マイクロシーベルトとの報告がありました。</p>

	<p>国より、これらの値については、問題ないレベルであるとの説明がありました。</p>
<p>5</p> <p>(1)「報告事項 操業状況及び公害防止協定等に基づく環境測定結果について」の「表一 7) 排ガス中の重金属測定(調査測定)」で、測定結果の表の下に、「※カルシウム、銅、亜鉛の測定項目については、令和5年度より実施しないこととなりました。経緯、カルシウム、銅、亜鉛の3項目については、JIS K 0083 (排ガス中の金属分析方法)に規定されていませんでした。2016年03月04日の環境委員会において測定方法についての指摘がありました但那のまま測定等を継続してきたため、令和4年度第4回の環境委員会で測定等についての協議の結果、削除することになりました。」</p> <p>との注があります。</p> <p>これは不正確であるので、協定書の記載内容や経緯を確認し、正確な表記に訂正すべきである。過年度の報告書も同様に記載がされているため、正しい表記に変更されたい。</p> <p>参考として、2009年10月25日に開催された印西クリーンセンター住民説明会の資料(抜粋)と平成22年度実績 排ガス中の重金属測定、ごみ質分析、気象測定結果(表-8,9,10) (抜粋)を添付します。</p>	<p>5</p> <p>(1) JIS K 0083 の平成9年(1997年)改正時点でカルシウム、銅、亜鉛の3項目については重金属類の排ガス分析項目には無かったものの、組合では慣例的に報告していたものです。</p> <p>協定では、平成19年(2007年)度に排ガス中の重金属部分の改正が行われ、その測定方法の中で測定できる金属の種類が指定されていましたが、3項目については、測定項目に入っていないものの、JIS K 0083 の測定方法で測定できるものとして報告していたものです。</p> <p>記載につきましては、測定結果の表の欄外に、「※カルシウム、銅、亜鉛の測定項目については、令和5年度より実施しないこととなりました。</p> <p>経緯 カルシウム、銅、亜鉛の3項目については、JIS K 0083 (排ガス中の金属分析方法)に規定されていませんでした。平成28年(2016年)3月4日の環境委員会において測定方法についての指摘がありました但那のまま測定</p>

<p>への回答で、組合側の資料の提供を約束し、ようやく実行されたのは真摯な態度とは考えられない。</p> <p>7. の項目を含めてきちんと明確にわかりやすく整理することは最低限の条件である。即座に実行すべきであると思われる。</p>	<p>等を継続してきたため、令和4年度第4回の環境委員会で測定等についての協議の結果、削除することになりました。」</p> <p>と、記載させていただきたいと思います。</p>
<p>6 住宅宿泊事業者(民泊)の件</p> <p>「a)構成市町は住宅宿泊事業者(民泊)の存在を把握しているか。b)住宅宿泊事業者と宿泊者が排出する廃棄物は家庭ごみではなく、事業系ごみとして適正に排出・回収されているのか」に回答があったが、その後の進捗状況はいかがか(印西市が4月22日に「民泊サービスお考えの皆様へ」を掲出したことは確認している)</p> <p>(2) マンションのゲストルームを民泊として勝手に貸し出しする場 合があるという情報がある。要注意と思われる。</p>	<p>6</p> <p>a)千葉県ホームページ等により把握しております。</p> <p>b)住宅宿泊事業者に対して、事業系ごみとして事業者の責任により処理するようお知らせしています。</p> <p>(2) 栄町は、ゲストルームを兼ねたマンションはございません。印西市、白井市は、マンションのゲストルームを民泊として貸し出しているという情報は把握しておりません。</p>
<p>7 会議録の作成のさらなる効率化を求めてほしい。</p> <p>従来と比較すると、改善されているが、さらなる改善策を採用することを要請するものである。改善策としてワードの利用を採用しているが、より効率化を希望するものである。</p>	<p>7</p> <p>昨年度中の委託による会議録の作成は、ホームページの掲載まで8週間程度かかっていましたが、ワードの文字起こし機能を利用し、5週間程度に短縮しました。</p> <p>現在、これが一番早いものと考えています。</p>

<p>8 個人情報の漏洩の件 組合のホームページの「個人情報の漏洩について」 (http://www.inkan-jk.or.jp/creen/R6-0912.iinkai-kozinyouhou-rouei-.html)が公表されているが、対応として、委員の氏名が表記されなくなっているがいかがなものか?(千葉県環境影響評価委員会の議事録は本文中では記載しない)</p>	<p>8 委員の氏名につきましては、自治会名と一つになることで、個人情報となることから明記はできません。 例として記載されている、千葉県環境影響評価委員会の委員につきましては、環境影響評価委員会は千葉県の附属機関であり「附属機関の設置及び運営等に関する指針」の中の委員等の選任により、特別職の公務員であると明記されています。そのため、千葉県の職員と同等とし、会議録に氏名が載っています。 また、住民側代表者から議事録表紙の自治会名と氏名の記載について、参加者の同意をいただいたと報告をいただきました。 令和7年度より、環境委員の氏名の掲載につきまして、事前に同意いただき、公開できるようにしたいと思います。</p>
<p>9 (仮称) 印西クリーンセンター次期中間処理施設整備事業(条例対象事業)の環境影響評価に関して 環境影響評価書および要約書の縦覧が令和6年10月1日から10月15日まで縦覧されたが、反応はいかがか? (1)表紙の作成年月が「令和6年5月」となっているのはいかなる理由か? (2)iv ページには「本準備書」と記載されているのはいかなる理由か? (3)1 ページの代表者名 (2か所)が「板倉正直」となっているのは</p>	<p>9 (1)評価書の作成が完了した年月を記載したものとなります。 (2)評価書の iv ページに記載されている「本準備書」については、「本評価書」の誤りでございます。 県と協議し「語句の修正」をいたします。 (3)評価書の作成時点での、都市計画決定権者である印西市の代表者名と事業者の代表者名を表記しています。</p>

<p>いかなる理由か?</p> <p>(4)環境影響評価で方法書、準備書、評価書の「対象事業の施設の種類、規模、概要等」で、「燃焼施設」の「対象ごみ」に「脱水汚泥」が記載されているのはいかなる理由かへの回答は不十分なものである。進捗はいかがか。</p> <p>(5)施設整備の算定に関して、方法書と準備書で数値の変更があるのはいかなる理由かへの回答は不十分なもので、その後の確認結果はいかがか。</p>	<p>(4)印西地区衛生組合において計画している新たなし尿処理施設から排出される脱水汚泥について、記載したものです。</p> <p>脱水汚泥については、衛生組合より打診は受けておりますが、扱いについて決定しているものではなく、前回からの進捗はありません。</p> <p>(5)方法書及び準備書の数値の変更につきましては、作成時点でのごみ処理基本計画の数値を基にしていることから、数値の変更が生じたものです。平成31年3月に作成したごみ処理基本計画の数値により方法書を作成し、令和5年3月に作成したごみ処理基本計画の数値により準備書を作成しているため数値の変更があるものです。数値につきましては、減量化施策と人口予測等から稼働開始時以降の焼却量や災害廃棄物の焼却処理量が処理できる施設規模となっています。</p>
<p>10 協定書の整理について</p> <p>「印西クリーンセンターの操業及び公害防止に関する協定書」は記載内容を整理して記載すべきと思われる。協定書の全貌がわかるようにすべきである。</p> <p>今回の会議の資料として協定書が添付されているが、協定の全貌がわかるものではない。</p> <p>組合の管理者が藤代健吾 印西市長(令和6年8月6日現在)</p>	<p>10</p> <p>最新の協定書につきましては、令和6年第1回に環境委員会資料としてお配りしたのになります。また、これまでに改正したものを前回の委員会の資料としてお配りしており、全貌がわかるものは、組合には無い状況となっています。</p> <p>また、組合管理者にレクチャーした時の資料ですが、今年度第1回の環境委員会開催の際に、委員の皆様にお配</p>

<p>に変わられ、組合の業務等のレクチャーはされたのでしょうか？</p> <p>レクチャーで、環境委員会と協定書に関する部分の資料をいただきたい。</p> <p>に対する回答は真摯さが感じられない。</p>	<p>りしている最新の協定書をお渡ししております。</p>
<p>11 「報告事項 操業状況及び公害防止協定等に基づく環境測定結果について」の表-2) ①排出ガス測定の区分水銀(Hg)の定量下限値がガス状 0.11 粒子状 0.0011 合計 0.11 と表示されているのは、いかなる理由か?数字の根拠を示されたい。</p> <p>(2)「報告事項 操業状況及び公害防止協定等に基づく環境測定結果について」の表-2)②排出ガス測定(ダイオキシン類)の【2. 焼却灰に含まれるダイオキシン類の測定値】の1号炉の測定値が0と記入されているが、正しいのか？</p> <p>(3)14 ページの最下部に「※放射線測定器(環境放射線モニタ PA-1000 Radi)は年1回専門業者へ点検に出しています。」という記載があるが、較正ではないのでしょうか。昨年度の期間はいつか。点検の期間は測定を行わなかったのか?への回答をされたい。</p> <p>に対する回答は真摯さが感じられないものでした。技術管理者から回答を得たい。</p>	<p>11</p> <p>ガス状 0.11 と粒子状 0.0011 の根拠については、環境省から出されている「水銀に関する水俣条約を踏まえた水銀大気排出対策の実施について(第一次答申)」の別紙「排ガス中の水銀測定方法」の参考3. 精度評価において記載されている検出下限及び定量下限を参考としているものです。</p> <p>合計値の表示は、排ガス中の全水銀に占める粒子状水銀の質量比で丸め後の濃度として有効数字2桁として3桁目以降を切り捨てたものになります。</p> <p>(2)ダイオキシンの測定値「0」について、委託している検査機関に確認したところ、環境大臣が定める方法で測定した、ダイオキシンの試料における定量下限よりも低い数値に検出下限が設定されており、その数値未満であった場合0という表記になるとのことでした。</p> <p>※平成16年12月27日環境省告示第80号ダイオキシン類対</p>

	<p>策特別措置法施行規則第二条第二項第一号の規定に基づき環境大臣が定める方法別表</p> <p>(3) 専門業者からの請求書等の記載で点検料となっていたことから、点検とさせていただいているところです。点検終了の際には、校正証明書が発行されています。次回の報告の際には校正とさせていただきます。</p> <p>また、令和5年度につきましては、令和6年2月2日に実施しております。点検の期間は、代わりの測定器を用意し、測定しています。</p>
<p>12 次期中間処理施設整備事業で、印西都市計画ごみ焼却場の変更に係る案の縦覧は終了したがその後の進捗状況は?</p>	<p>12</p> <p>印西市による印西都市計画ごみ処理場の変更に係る(案)縦覧後の進捗状況として、令和6年7月31日に印西都市計画審議会に提出し、審議を経たのち千葉県と協議を行い、令和6年10月1日に印西都市計画決定(変更)の告示及び変更図書縦覧により手続きが完了いたしました。</p>
<p>13 事業系一般廃棄物処理手数料の改定で、令和6年10月1日より、270円/10kg(消費税込み・10kg未満の場合270円)消費税込み)から310円/10kg+消費税に変更されるとのこと。減量効果は見られたか?</p>	<p>13</p> <p>事業系一般廃棄物の排出量につきましては、処理手数料が令和6年10月1日から改定しています。</p> <p>事業系ごみ量は、10月分で1,208t、前年同月は、1,287tであったことから前年比80tの減量となりました。</p> <p>また、1カ月分のデータとなることから、これをもって減量効果と判断することは難しいものと考えます。</p>

14 放射性物質

組合のホームページの「印西クリーンセンターにおける放射線量・放射エネルギーの測定結果」(<http://www.inkan-jk.or.jp/creen/23-01-houshanou-2-.html>)に掲載されている焼却灰放射エネルギー測定結果(主灰・飛灰)の測定結果で、

(1)測定方法は、①と②または③が併記されている。

①放射能濃度等測定方法ガイドライン (環境省平成 25 年 3 月第 2 版)

②ゲルマニウム半導体検出器によるガンマ線スペクトロメリー (文部科学省 平成 4 年)

③ゲルマニウム半導体検出器によるガンマ線スペクトロメリー (令和 2 年改訂原子力規制庁監視情報課) 放射性物質の測定の入札の仕様書で、併記の場合に使用する測定装置はどのように記載されているのか?

(2) (1) の測定装置の相違点、内容を確認しているのか?

(3) 使用した測定装置と測定条件の確認は行っているのか。

(4) 測定結果の確認はどのように行っているのか?

(5) ND:検出下限値(10Bq/kg)以下につき不検出は正しくないの
で、止めていただきたい。

14

放射性物質

(1)仕様書では、「採取及び調査・測定は、環境省「放射能濃度等測定方法ガイドライン (環境省平成 25 年 3 月第 2 版)」に従うこと。」と記載しています。

(2)測定装置と測定条件(分析条件)を確認しています。

(3)放射能測定結果報告書により、使用した測定装置と測定条件(分析条件)の確認をしています。

(4)放射能測定結果報告書により、測定結果の確認をしています。

(5)訂正前:「検出下限値(10Bq/kg)以下につき不検出」

訂正後:「検出下限値(10Bq/kg)未満につき不検出」

上記のとおり訂正します。

<p>15 表-2) ②排出ガス測定(ダイオキシン類)の [2.焼却灰に含まれるダイオキシン類の測定値] 3号炉の測定値「0」は正しいのか?</p>	<p>15</p> <p>ダイオキシンの測定値「0」について、委託している検査機関に確認したところ、環境大臣が定める方法で測定した、ダイオキシンの試料における定量下限よりも低い数値に検出下限が設定されており、その数値未満であった場合0という表記になるとのことでした。</p> <p>※平成16年12月27日環境省告示第80号ダイオキシン類対策特別措置法施行規則第二条第二項第一号の規定に基づき環境大臣が定める方法別表</p>
<p>16 表-1)令和6年度月別ごみ版有料及び焼却量等の操業状況配布された令和6年10月分の2号炉、令和6年9月分の1号炉の焼却日が「一般廃棄物処理施設維持管理記録」と異なるのはなぜ?</p> <p>(2) 令和6年10月分の2号炉は故障か、不具合があったか?</p>	<p>16</p> <p>表-1)令和6年度月別ごみ搬入量及び焼却量等の操業状況配布された令和6年10月分の2号炉、令和6年9月分の1号炉の焼却日が「一般廃棄物処理施設維持管理記録」と異なるのはなぜ。についてですが、令和6年10月分の2号炉と令和6年9月分の1号炉ですが、炉を加熱するだけの1日を含めてしまいました。申し訳ございません。当日資料で訂正させていただきます。</p> <p>(2) 令和6年10月の2号炉の焼却日に休炉日(10月12日～10月14日)があるのは、11月に全炉休止させて共通設備の点検を実施するにあたり、ごみピットを最小にしなければ、点検後の11月中旬にごみピットが最大となる時に搬入ができなくなる恐れがあるため、10月末に最小となるように焼却量を調整したため、10月11日一時埋火、10月14日</p>

	再立ち上げを実施したことによるものです。
17 令和7年10月から開始する、製品プラスチックの分別について、どのように周知を行っていくのか。	17 印西市と白井市のみの実施となるので、2市の広報紙やホームページなどで周知を行うとともに、組合においても各家庭にポステイングによる周知を行いたいと考えています。 時期、方法等は2市の担当者と調整し、行っていくこととなります。